

# 長野県内全市町村では、平成30年度から一斉に、個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底しました。

## 個人住民税の特別徴収とは？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納入する制度で、法律で義務づけられています。

### ・特別徴収の方法による納税の仕組み

- ① 事業主は毎年1月31日までに、従業員の住所地（1月1日時点）の市町村に「給与支払報告書（総括表）」を提出してください。
- ② 各市町村で特別徴収税額を算出し、特別徴収義務者となる事業主に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。
- ③ 事業主から従業員に「特別徴収税額決定通知書」を配布し、6月から翌年5月まで、毎月の給与支払い時に住民税を徴収してください。
- ④ 事業主は翌月10日までに、従業員の給与より差し引いた住民税を、従業員の住所地の市町村へ納入してください。

## 例外として特別徴収を行わないことができる場合は？

下記普通徴収切替理由に該当する場合、

- 「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」の添付
- 普通徴収に該当する従業員の給与支払報告書（個人別明細書）の適用欄に該当理由の符号を記載した場合に限り、例外的に普通徴収が認められます。

**※注：理由書の提出がない場合や給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に記載がない場合は、特別徴収となる場合があります。**

符号	普通徴収切替理由
普 A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普 B」～「普 F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数)
普 B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
普 C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万円以下）
普 D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
普 E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普 F	退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者

# 普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の記載方法

## 普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

市区町村名	千曲市	指定番号	1234567
事業所名	株式会社 屋代総合建設		

符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普 B」～「普 F」に該当する受給者(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)	人
普 B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)	人
普 D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	8 人
合計		8 人

### 1. 指定番号・事業所名

既に千曲市での指定番号がある場合は記載してください。

事業所名を記載してください。

### 2. 人数欄

該当する理由の符号「普 A」～「普 F」に、普通徴収とする従業員の人数を記載してください。

※該当理由が複数ある場合は、該当理由のいずれか1つに人数を記載してください。

### 3. 普通徴収とする方の合計人数

普通徴収とする方の合計人数を記載してください。

総括表に記載した普通徴収の方の人数及び提出する給与支払報告書のうち普通徴収とする方の報告書の枚数と一致するか確認してください。

## 普通徴収に該当する場合の個人別明細書摘要欄の記載

普通徴収に該当する場合は、給与支払報告書(個人別明細書)にも記載が必要です。

該当する符号「普 A」～「普 F」を必ず記載してください。

退職予定者は退職予定日を必ず記載してください。

(摘要)

普 F 令和×年×月×日 退職予定

生命保険料 の金額 の内訳	新生命 保険料 の金額	旧生命 保険料 の金額	介護医療 保険料 の金額	新個人年金 保険料 の金額	旧個人年金 保険料 の金額
---------------------	-------------------	-------------------	--------------------	---------------------	---------------------